

令和7年3月定例教育委員会次第

日時： 令和7年3月17日（月）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|-----------------------------|------------------|
| 第45号議案 | 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について | 学校教育課 |
| 第46号議案 | 犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について | 学校教育課 |
| 第47号議案 | 犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱及び退任について | 歴史まちづくり課 |
| 第48号議案 | 犬山市生涯学習推進計画の改訂について | 文化推進課
スポーツ交流課 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|--|-------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) | 4月・5月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) | 令和7年度教職員定期人事異動に係る事項について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) | 令和6年度犬山市教職員退職辞令伝達式について
日時：令和7年3月31日(月) 午前10時00分より
場所：犬山市役所2階205会議室 | 学校教育課 | |
| (5) | 令和7年度犬山市教職員辞令伝達式について
日時：令和7年4月1日(火) 午前9時45分より
場所：犬山市役所2階205会議室 | 学校教育課 | |
| (6) | 学校給食の提供に係る米価等の高騰について | 学校教育課 | No.4 |
| (7) | いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.5 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第45号議案

犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について

犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和7年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局の事務分掌を整理するため必要があるからである。

犬山市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

犬山市教育委員会事務局規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中ウを削り、エをウとし、オからスまでをエからシまでとし、セを削り、ソをスとし、タをセとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○犬山市教育委員会事務局規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
(事務分掌) 第3条 略 (1) 略 (2) 略 ア及びイ 略 ウ～シ 略 ス及びセ 略 (3)及び(4) 略 2 略	(事務分掌) 第3条 略 (1) 略 (2) 略 ア及びイ 略 ウ 全市博物館構想に関する<u>こと。</u> エ～ス 略 セ 図書館協議会に関する<u>こと。</u> ソ及びタ 略 (3)及び(4) 略 2 略

犬山市教育委員会第46号議案

犬山市教育委員会事務局学校医等の委嘱について

犬山市教育委員会事務局学校医等を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会事務局学校医等の退任に伴い、後任者を学校保健安全法第23条の規定により委嘱する必要があるからである。

別紙

1. 学校内科医

委嘱校 犬山市立城東小学校
委嘱日 令和7年4月1日
氏 名 安藤 敏仁

2. 学校薬剤師

委嘱校 犬山市立今井小学校
委嘱日 令和7年4月1日
氏 名 水野 恵史

3. 学校薬剤師

委嘱校 犬山市立池野小学校
委嘱日 令和7年4月1日
氏 名 奥村 正幸

令和7年度（令和7年3月17日時点）

1. 学校医等の委嘱について

（敬省略）

学 校 名	項 目	内 科 医		眼 科 医	耳鼻咽喉科医
犬山北小学校	氏 名	村上 研		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	村上内科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山南小学校	氏 名	保浦 晃徳	安藤 通泰	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	城南クリニック	安藤医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東小学校	氏 名	安藤 敏仁		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	安藤クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
今 井小学校	氏 名	竹内 正信		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	竹内整形外科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
栗 栖小学校	氏 名	澤田 敬久		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	ハートクリニックさわだ		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
羽 黒小学校	氏 名	宮崎 貢一		山崎 哲	丹羽 一志
	勤務先	宮崎整形外科外科内科		さとし眼科クリニック	にわ耳鼻咽喉科
楽 田小学校	氏 名	板津 孝明	河村 英徳	小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	いたつ内科クリニック	かみろ整形外科	こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
池 野小学校	氏 名	兼松 克己		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 小学校	氏 名	桑原 生秀		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	くわばらクリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬山西小学校	氏 名	上田 貴世		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	松村クリニック		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
犬 山中学校	氏 名	吉田 洋	岡部 誠之介	宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	吉田内科クリニック	岡部医院	宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
城 東中学校	氏 名	兼松 克己		小林 浩	丹羽 一志
	勤務先	すみれ内科クリニック		こばやし眼科	にわ耳鼻咽喉科
南 部中学校	氏 名	河村 英徳		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	かみろ整形外科		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科
東 部中学校	氏 名	桑原 哲		宮田 健太郎	丹羽 一志
	勤務先	みどり診療所		宮田眼科	にわ耳鼻咽喉科

2. 学校内科医の退任者及び後任者

学校名	項目	退任者（令和7年3月31日）	後任者（令和7年4月1日）
城 東小学校	氏 名	安藤 重幸	安藤 敏仁
	勤務先	安藤クリニック	安藤クリニック

令和7年度（令和7年3月17日時点）

1. 学校医等の委嘱について（敬省略）

学 校 名	項 目	薬剤師
犬山北小学校	氏 名	水野 恵史
	勤務先	水野薬局
犬山南小学校	氏 名	高木 亮一
	勤務先	タカギ薬局
城 東小学校	氏 名	間宮 進
	勤務先	城東薬局
今 井小学校	氏 名	水野 恵史
	勤務先	水野薬局
栗 栖小学校	氏 名	原 宏太郎
	勤務先	はぐろ薬局塔野地店
羽 黒小学校	氏 名	奥村 正幸
	勤務先	はぐろ薬局
楽 田小学校	氏 名	河村 知典
	勤務先	アポロ調剤薬局
池 野小学校	氏 名	奥村 正幸
	勤務先	はぐろ薬局
東 小学校	氏 名	原 宏太郎
	勤務先	はぐろ薬局塔野地店
犬山西小学校	氏 名	高木 亮一
	勤務先	タカギ薬局
犬 山中学校	氏 名	永田 淑規
	勤務先	パール調剤薬局
城 東中学校	氏 名	原 宏太郎
	勤務先	はぐろ薬局塔野地店
南 部中学校	氏 名	河村 典久
	勤務先	カワムラ薬局
東 部中学校	氏 名	間宮 進
	勤務先	城東薬局

2. 学校薬剤師の退任者及び後任者

学校名	項目	退任者 (令和7年3月31日)	後任者 (令和7年4月1日)
今 井小学校	氏 名	坂野 正勝	水野 恵史
	勤務先	坂野薬局	水野薬局
池 野小学校	氏 名	坂野 正勝	奥村 正幸
	勤務先	坂野薬局	はぐろ薬局

犬山市教育委員会第47号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱及び退任について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。また、退任の申出により別紙のとおり退任するものである。

令和7年3月17日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱及び退任をする必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿（案）

今回委嘱または退任を予定する委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等	備考
1 4	調査執筆委員	池畑 早穂	野外民族博物館リトルワールド学芸課学芸員	新規
-	調査協力員	井上 宗一郎	安祥文化のさと地域運営共同体・総括責任者	退任
-	(臨時委員) 調査協力員	長岡 昭雄	石上げ祭伝承保存会	退任

任期中の委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等
1	調査執筆委員	久保 正明	愛知学院大学非常勤講師
2	調査執筆委員	関口 哲矢	大同大学など非常勤講師
3	調査執筆委員	岡 佑哉	愛知学院大学非常勤講師
4	調査執筆委員	山中 海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士後期課程
5	調査執筆委員	永田 幸枝	NPO 法人犬山里山学研究所研究員
6	調査執筆委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部教授
7	調査執筆委員	望月 友恵	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク主幹研究員
8	調査執筆委員	大島 敏裕	拠点校指導教員（犬山西小学校・羽黒小学校）
9	調査執筆委員	後藤 真司	（一社）犬山市観光協会
1 0	調査執筆委員	石川 慶一郎	愛媛大学社会共創学部助教
1 1	調査執筆委員	富樫 幸一	岐阜大学名誉教授
1 2	調査執筆委員	岡田 和明	名古屋経済大学経済学部特任教授・地域連携センター長
1 3	調査執筆委員	加藤 真生	愛知教育大学教育学部助教

(1) 設置について

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年4回程度開催予定。

犬山市教育委員会第48号議案

犬山市生涯学習推進計画の改訂について

犬山市生涯学習推進計画について、別紙のとおり改訂をするものとする。

令和7年3月17日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、「犬山市生涯学習推進計画」の改訂をするため必要があるからである。

犬山市生涯学習推進計画

(案)

犬山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

第1節 生涯学習とは 2

1. 生涯学習とは
2. 生涯学習の環境整備

第2節 計画策定の背景 3

1. 国の動き
2. 県の動き

第3節 犬山の特性と生涯学習 4

第4節 生涯学習推進計画の「あり方」と「位置づけ」 5

1. 犬山市生涯学習推進計画とは
2. 位置づけ

第5節 生涯学習推進計画の目指すもの（現状と課題） 6

1. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり ～社会教育のまち犬山～
2. 健やかで活力のあるまちづくり ～生涯スポーツのまち犬山～
3. 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり ～図書館のまち犬山～

第2章 豊かな心と生きる力を育むまちづくり 8

～ 社会教育のまち犬山 ～

第1節 基本構想 9

1. 時代に合った学習機会の提供
2. 生涯学習支援体制の確立

第2節 基本計画 10

1. 生涯学習活動の支援
2. 生涯学習活動の活性化
3. 青少年の健全育成

第3章 健やかで活力のあるまちづくり 12

～ 生涯スポーツのまち犬山 ～

第1節 基本構想 13

1. 生涯スポーツのまちづくり
2. 実施体制の整備・充実
3. スポーツ施設の有効活用

第2節 基本計画 15

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
2. スポーツ指導者の育成・活用
3. 市内スポーツ関係団体の活動充実への協力
4. スポーツ施設の充実

第4章 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり 17

～ 図書館のまち犬山 ～

第1節 基本構想 18

1. 生涯学習拠点としての図書館
2. 情報発信基地としての図書館

第2節 基本計画 20

1. 図書館機能のネットワーク化
2. 蔵書の充実
3. 子ども読書活動の推進
4. 市民参加の図書館づくり
5. 学校との連携の強化
6. 図書館運営体制の確立

第1章

計画の策定にあたって

第1節 生涯学習とは

1.生涯学習とは

生涯学習とは、生涯を通じて、人々が自らの意思で、自分に適した方法で、生きがいを創り、自己実現を図り、生活を豊かにする学習活動です。

また一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

平成18年12月に改訂された教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念を謳っています。

【参考】文部科学白書

2.生涯学習の環境整備

平成30年3月に中央教育審議会が答申した「第3期教育振興基本計画について（答申）（中教審第206号）」にて人生100年時代を見据えた生涯学習の推進を図るために、生涯学び、活躍できる環境を整えることを目標としています。

答申の中で「生涯学習の推進に当たっては、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要である。」と示されています。

行政は、学習環境を整備し、住民の主体的な学習活動を支援していくことが求められています。

また、令和5年3月に中央教育審議会が答申した「次期教育振興基本計画について（答申）（中教審第241号）」にて、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」をコンセプトに基本的な方針と教育政策の目標が示されました。

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

第2節 計画策定の背景

1. 国の動き

平成18年12月に「教育基本法」が改訂され、生涯学習を推進すべきだとする「生涯学習の理念」(第3条)が初めて盛り込まれました。これを受けて平成20年7月「第1期教育振興基本計画」が策定され「教育基本法」に示された基本理念の実現に向けた基本方針が定められました。さらに、令和5年3月「次期教育振興基本計画」が中央教育審議会より答申された後、令和5年6月「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

教育行政としては、「第4期教育振興基本計画」において、今後の教育政策に関する基本的な方針として

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

を位置づけ、教育政策の目標、測定指針および参考指針が整理されました。

2. 愛知県の動き

平成8年3月に愛知県生涯学習推進本部が「愛知県生涯学習推進構想」を策定し、「県民一人一人が自由に学習機会を選択して、学ぶことができ、その成果を社会において生かすことにより、日々の生きがいをもって充実した人生を送ることができる生涯学習社会」の実現を目指した「学習機会の拡充」「生涯学習支援体制の整備」「生涯学習推進体制の整備」の大きな柱を中心に推進することとして始まりました。

その後、平成25年3月には「愛知県生涯学習推進計画」、平成30年3月に「第2期愛知県生涯学習推進計画」が策定され生涯学習を推進してきましたが、令和4年度の計画期間満了により、令和5年3月に「第3期愛知県生涯学習推進計画」が策定され、基本理念のもと3つの柱を中心に、一層の生涯学習の推進に取り組んでいます。

【基本理念】 自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」

【3つの柱】 第1の柱 自己を高め、豊かに生きる生涯学習

第2の柱 人をつなぎ、地域をつくる生涯学習

第3の柱 未来を築く生涯学習

第3節 犬山市の特性と生涯学習

犬山市は、先人の残した数多くの有形・無形の文化財が所在し、緑の宝庫と言っても過言ではない豊かな自然に恵まれ、民間の観光施設や学術施設が立地するなど、多彩で豊かな地域資源を保有しています。

また、犬山市では、自主的かつ積極的な市民活動が長年にわたり展開されており、行政と市民との協働関係を構築し、市民の自覚と責任に基づく多様な価値観を認める社会の実現や、市民がまちづくりに参加しやすくなるような「活躍の場づくり」を推進しています。

平成13年には、市民活動の支援に関する理念だけでなく、支援プログラムを包括した総合的な支援条例として、全国的にも類を見ない「犬山市市民活動の支援に関する条例」を制定しました。

令和元年には、市民、議会、行政の協働によりまちづくりを推進し、誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現するため、「犬山市協働のまちづくり基本条例」を制定しました。

そのほか、市内では、小学校区を基本とするコミュニティ組織の設置が進み、地域の特性に合わせた特色ある活発な活動が継続的に進められているほか、近年では、様々な分野で、市民一人一人の経験や感性を生かした、地域で活躍する人材を積極的に活用する取組みも始まりつつあります。

これらは、犬山市が持つ極めて大きな特性であり、この特性である資源の持つポテンシャルを生かした「生涯学習社会の実現を目指そう、まちの新たな可能性を拓けよう」とするものが、犬山の生涯学習なのです。

そして、住民主導で地域と生活に根ざした新しい「犬山らしさ」を創り出すことこそ、犬山の生涯学習の大きな目標です。

第4節 生涯学習推進計画の「あり方」と「位置づけ」

1. 犬山市生涯学習推進計画とは

犬山市では、平成10年3月に「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、地域の生涯学習の推進に取り組んできました。

「犬山市生涯学習基本構想」は、市政の大きな柱立ての一つであり、市政の目標として、基本計画は、この構想に具体性を持たせたものを「基本計画」とし、確実に実施し、修正を加えながらより良い生涯学習社会の実現につなげていくものとして位置付けてきました。

平成23年3月策定の「第5次犬山市総合計画（計画期間：平成23年度～令和4年度）」、令和5年3月策定の「第6次犬山市総合計画（計画期間：令和5年度～令和12年度）」における市の基本構想や基本計画でも、この「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」に基づいた生涯学習推進の方針を示しています。

学校教育や社会教育、スポーツ活動や文化活動など、生涯に行うあらゆる学習をいう「生涯学習」も、平均寿命が延び、健康寿命に注目が高まる一方、ICT（情報通信技術）が普及するなど、年々変化を続け、そのニーズや学習方法も多様化しており、時代に合わせ、常に新しい意識をもって、さまざまな施策を打ち出すことが大切です。

こうしたことから、「犬山市生涯学習基本構想・基本計画」を、その進み具合や社会の変化などの動きを踏まえて見直すことで、犬山市における生涯学習の新たな指針として策定した「犬山市生涯学習推進計画」について、本市の機構改革等により計画の一部を改訂します。

2. 位置づけ

本計画は、犬山市総合計画に掲げる「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうろう 豊かさ実感都市 犬山」の実現に向け、生涯学習に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。

また、本計画は国や愛知県が策定した関係計画や、「第6次犬山市総合計画」の策定（令和5年3月）に合わせて改定した「犬山市教育大綱（令和5年度～令和9年度）」や、「第3次犬山市教育振興基本計画（犬山かがやきプラン）（計画期間：令和5年度～令和9年度）」などと本市の計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

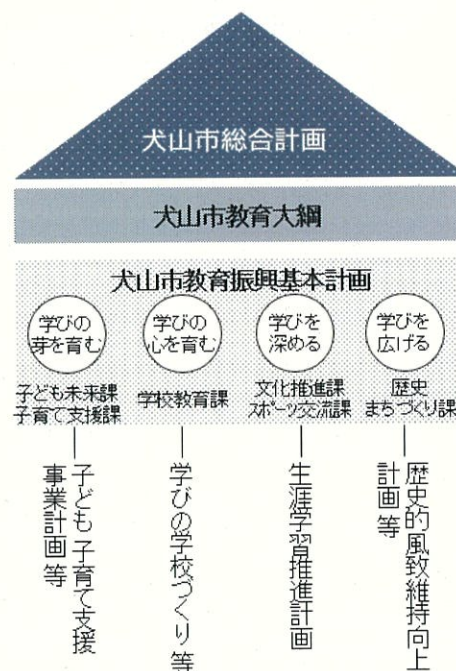


図 教育関係計画等体系

第5節 生涯学習推進計画の目指すもの (現状と課題)

1. 豊かな心と生きる力を育むまちづくり ～社会教育のまち犬山～

犬山市の豊富な地域資源は、その活用の仕方によっては、私たちに無限の可能性を与えてくれます。それぞれの資源の持つ潜在的価値を最大限に引き出し、生涯学習活動として市民生活に生かす工夫をすることが、市民の文化水準の向上に役立つこととなり、まちへの関心につながっていきます。

自分たちの住むまちについての理解や関心がまちづくりの第一歩です。住む人々が「まちに関心を持つこと」が、まちづくりにつながります。

人々のまちについての関心や理解が進めば、そこから様々な欲求や展望が生み出され、郷土愛が培われ、市民が自ら求めてまちづくりに積極的に参加していこうとする機運が醸成されていきます。

犬山市は、こうした市民の抱く郷土愛や、まちに向ける市民の関心や理解を背景にして、生涯学習を通した「社会教育のまち犬山」を目指す活動の展開を図っていきます。

しかし、その活動は、あくまでも行政主導ではなく、行政を住民の進める生涯学習活動やまちづくり活動の後方支援組織と位置づけ、市民各自がそれぞれの立場で、それぞれの興味や関心あるいは必要性から学んだ成果を活用して参画していく住民主導のまちづくり活動でなければなりません。

また、市民の多様な学習ニーズに応え、学習環境を整備することによって、市民の自主的学習活動が促され、豊かな感性や知識・情報を備えた人材が育ち、活躍の場が増え、まちが創られ、そして育ち、やがてそのまちが生き生きと輝き出す、市民の豊かな心と生きる力が育まれた「社会教育のまち犬山」の実現を目指します。

2. 健やかで活力のあるまちづくり ～生涯スポーツのまち犬山～

平成23年に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」を掲げたスポーツ基本法が制定され、また、平成27年には、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁が創設されました。

また、令和4年には、我が国のスポーツ政策の方向性を示す重要な指針として、第3期スポーツ基本計画が策定されました。

第3期スポーツ基本計画では、スポーツの価値を高めるため、「スポーツをつくる/はぐくむ」、「スポーツであつまり、ともに、つながる」「スポーツに誰もがアクセスできる」の新たな「3つの視点」が示され、この新たな視点を支えるため「多様な主体におけるスポーツ機会の創出」「スポーツによる地域創生」「スポーツを通じた共生社会の実現」など、総合的かつ計画的に取り組む12の施策が掲げられ、「感動していただけるスポーツ界」の実現に向けた目標設定がされています。

犬山市においては、スポーツを通じたまちづくりを推進するため、「ハード(場づくり)」「ソフト(環境・人材)」などの基盤の強化が必要であり、スポーツ施設の計画的な整備・充実に加えて、地域スポーツの担い手となる犬山市スポーツ協会や各競技団体、スポーツ少年団、企業、大学等の関係団体との連携強化や、人材育成の取組みを推進していくことが求められており、スポーツ関係団体と連携したスポーツイベントや講習会の開催、スポーツ団体の活動支援などを通してスポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。

また、幅広い市民が、どこでも気軽に日常の生活を通して親しみ、楽しむことができる環境を提供していくことが求められています。性別や障害の有無に関わりなく、子どもから高齢者まで、働く世代・子育て世代を含めた、あらゆる市民が一人一人のライフスタイルに合わせて、スポーツを楽しめる機会の提供や情報発信をしていくことで、幅広い分野にわたり市民ニーズに応えることのできる「生涯スポーツのまち犬山」の実現を目指します。

【参考】スポーツ庁ホームページ

3. 学びと地域文化の創造を支えるまちづくり ～図書館のまち犬山～

図書館法において、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義される図書館は、市内でも最も様々な情報が集積する施設です。

図書館は、その利用を通じて、市民が日常生活や仕事のために必要な情報や資料を得ると共に、読解力の向上や、学習をしたり、趣味を伸ばすなど自分のさまざまな思いと、生活に潤いを満たす施設でなければなりません。

また、図書館の行う諸行事を通して、自然な形で市民と図書館資料が結び付けられており、図書館は、正に生涯学習推進のための大きな拠点施設と言えます。今日の急激な社会情勢の変化に伴い、公共図書館の担う役割は、今後ますます重要となり、生涯学習の拠点施設としてふさわしい新しい図書館のあり方を求めていかなければなりません。

市内のどこに住んでいても受けられる公平なサービスの提供のための図書館サービス網の形成、ボランティアを導入した市民参加の図書館づくり、広域的な図書資料の利用システムの構築など、暮らしに役立つ生涯学習を援助する立場から、地域社会と一体感のある施設として整備を進めていきます。誰でも気軽に立ち寄り、利用できる施設として、市民の心を育み、長い生涯を通じて、どのライフステージにおいても親しく付き合いのできる図書館ネットワークが整った「図書館のまち犬山」の実現を目指します。

第2章

豊かな心と生きる力を育むまちづくり

～社会教育のまち犬山～

第1節 基本構想

1. 時代に合った学習機会の提供

まちづくりは、人づくりであると言われます。近年の急激な社会変化への対応に向けて、必要な能力と資源の涵養は、市民一人一人の大きな課題となってきています。

平均寿命が伸び、健康づくりや生きがいづくりにはげむ市民の方々が増えるとともに、生涯にわたる学習の関心も高度化・多様化し、その対応を求める声も高まっています。

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれの課題に応じた必要な学習を行い、個性と能力を伸ばしながら、生きがいのある充実した生活を営むことができれば、これを活力として心豊かな潤いのある地域づくり、まちづくりへとつなげていくことが可能です。

大きく揺れ動く社会情勢の中であって、誰もが人間として、より良く生きていくことを求め、充実した生きがいのある人生を送りたいという願いは、生涯にわたる学習を通じて初めて実現されるものです。

こうしたことから、一般的な教養を深める学習から、ICTなど専門的な知識の学習といった幅広いニーズに対応できる学習機会を、民間を活用しながら確立していきます。

市民総合大学や公民館講座などの各種講座に加え、大学などとの連携を強化し次代を担う子どもや若者を対象にした参加型の講座を実施し、また個人の学習機会を設けるだけでなく、時には市民同士が講師となって教え合い、学び合えるよう、市民の自主的な学びへと展開していきます。

2. 生涯学習支援体制の確立

犬山市では、様々な分野で市民が求める学習機会の把握や数多くの学習要望などを把握し、市民一人一人の声を積極的に反映させることができるよう、市役所全課を対象とした推進組織を設置し、全市的に生涯学習事業を展開しています。

また、隣接する各務原市とは、各種テーマによる市民講師の相互登録を実施しており、より幅広くかつ充実した市民の生涯学習環境の確立を進めています。

行政の担当部署を中心に、一人一人への生涯学習への指導や助言に、丁寧に取り組むことは、個人の学習意欲を高める上では大変有効である一方、その取組みは限定的であり、限界があるのも現実です。

こうしたことから、庁内間や自治体間、さらには市内のNPOや公共的団体、関係機関や地域との連携や協力関係を深め、より広範な学習情報を、市が発信する情報媒体を中心に積極的に提供することによって、一人一人の学習機会の選択の幅を広げることで、より良い生涯学習の支援体制づくりに生かしていきます。

第2節 基本計画

1.生涯学習活動の支援

市民の高度化・多様化したニーズに応えていくため、全市的な規模で、総合的に生涯学習諸事業を支援します。

1 市民の芸術・文化意識の向上とその芸術・文化活動への支援

- ① 地域の個性を生かした市民の自主的活動の支援
- ② 市民誰もが参加できる芸術・文化事業の推進
- ③ 市民の芸術・文化活動を推進・支援する補助制度の継続
- ④ 市内で開催される芸術・文化活動情報の発信
- ⑤ 市民の学び合いを推進する人材の活用

2 市内の学習資源を活用した特色ある生涯学習講座の開設

- ① 市民の興味や関心に直接応える出張型の出前講座の実施
- ② ICT技術の普及啓発を目的とした講習会開催や人材の育成
- ③ 年間を通して幅広い分野で学びの機会を提供する講座の充実
- ④ 子どもの興味や関心を喚起して、様々な体験を学びに繋げる事業の拡充

3 公民館活動の充実

- ① 市内各地区の地域の特性を活かした講座の開設
- ② 地域のコミュニティの形成を促進する活動の拠点施設としての活用

4 生涯学習施設の整備等

- ① 公民館・学習等供用施設の整備や運営状況の検証と今後の維持管理方法の検討
- ② 市民文化会館・南部公民館をはじめ、芸術・文化活動の充実に繋がる空間有効活用
- ③ 長寿命化に向けた計画的な修繕や改修の実施

5 学習情報提供の継続

- ① 市役所全庁や、生涯学習関連機関や施設との連携による広範な学習情報の提供
- ② 公共施設における生涯学習関係のチラシやリーフレット等の配置

2.生涯学習活動の活性化

市民が求める学習機会の把握や数多くの学習要望など市民一人一人の声を積極的に反映させることを通して、生涯学習活動の活性化に努めていきます。

1 高等教育機関、学術機関との連携の強化

- ① 京都大学ヒト行動進化研究センター、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所、博物館明治村、公益財団法人日本モンキーセンター、野外民族博物館リトルワールドなどと連携した講座の開設
- ② 名古屋経済大学、名古屋工業大学、中部大学など大学との連携事業の拡充
- ③ 名古屋経済大学図書館と市立図書館とのオンラインによるネットワーク化

2 生涯学習指導者の育成・確保・活用

- ① 各務原市と連携した市民講師登録者の充実
- ② 地域における優れた技術・才能を持つ人材の活用
- ③ 学習者から指導者へと学びのネットワークができるシステム構築の検討
- ④ 社会教育士、学芸員などの有資格者の育成

3.青少年の健全育成

関係団体から選出された委員で構成する青少年問題協議会を中心とし、犬山市教育大綱（令和5年3月）に定める「自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」という基本理念のもと、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

1 青少年健全育成のための協議の実施、支援体制の確保

- ① 青少年健全育成市民会議が進める「おあしす運動*」など、明るい地域社会づくりを推進する活動を展開（* おはよう・ありがとう・しつれいします・すみませんの頭文字をとったあいさつ運動）
- ② 青少年健全育成のための講演会を通じた個人及び団体の交流を促進
- ③ 青少年センターでの相談を中心とした子どもを取り巻く不安や悩みの解消

第3章

健やかで活力のあるまちづくり

～生涯スポーツのまち犬山～

第1節 基本構想

1.生涯スポーツのまちづくり

市民が生涯にわたって、日常生活の中で健康の保持増進や体力づくり、さらには余暇の充実のために、スポーツに親しみ、豊かな人生を送ろうという機運が高まっています。

犬山市でも、これまでスポーツの普及と市民のふれあいや意識高揚を目的とした、愛知国体や全国レクスポ祭など全国規模の催しが行われ、スポーツ振興に大きな成果を収めました。

こうした催事と相まって、市民のスポーツに対する関心も一層の高まりをみせ、自主的なスポーツ活動が盛んになり、そうした市民を中心とした活動は、現在まで続いていると共に、その広がりも世の中のスポーツ志向の上昇とともにますます多様化しています。

スポーツは、これまでも、これからも、一部の限られた人のものではなく、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に楽しむことができるものでなければなりませんし、またそういう環境や条件を社会の中につくり上げていくことが大切です。そして、地域に根ざした、生活そのもの、地域そのものを豊かに発展させていく一つの要素としてスポーツ振興をとらえていく必要があります。

そのためには、平成30年に設立したいぬやまスポーツ Kommissionをはじめ、行政、地域、学校、企業、スポーツ関係団体などと連携した活動の展開を図り、競技スポーツの向上とニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ）の開発・普及に努め、犬山らしいスポーツ文化の創造を目指します。

2.実施体制の整備・充実

市民スポーツは、自分の意志で、しかもそのスポーツが自分にあることを確認した上で自主的に取り組むべきものです。そして、その個人の能力や関心を引き出し、さらに、発展、充実させることのできる実施体制の充実が必要です。

近年、ポッチャやカローリングをはじめとする気軽に誰でも楽しむことのできるニュースポーツや障がい者スポーツ（パラスポーツ）が広く普及し、また、ウォーキング、ランニング、サイクリングなど個人で楽しむこともできる種目の人気が高まったことで、スポーツという定義が大きく広がり、同時に、スポーツに対する市民の取り組み方や考え方も変わりつつあります。

今後は、誰もが、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しみことができるスポーツ環境の整備や充実が必要である一方、2026年に愛知県内を中心に開催されるアジア競技大会を控え、ジュニア世代をはじめとした市民のスポーツ競技力の向上も期待されています。

そのためには、市民の主体的な活動の掘り起こし・育成・充実を積極的に推進し、そのニーズを踏まえ、支援環境を整えることで、市民に身近なスポーツ体制のすそ野の拡大に努めます。

また、競技スポーツや気軽に親しむ身近な軽スポーツなど、その目的に応じて、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブなどとの連携を図り、効果的な活動を促進します。

3.スポーツ施設の有効活用

「生涯スポーツのまち犬山」の実現のためには、スポーツ施設は、スポーツ活動を行う上で大変重要な要素です。

犬山市では、近年、市体育館、全面人工芝の多目的スポーツ広場、テニスコートなど新たな施設整備を進めてきました。

スポーツ施設は、競技型スポーツ錬成の場から、日常生活の場でスポーツを楽しむことのできる日常型スポーツへの参加の場まで、市民一人一人の目的やニーズに応じた施設や環境が望まれています。またそれは身近にあって、いつも気軽に、安全に、これからも長期間にわたり利用できるような環境として整備、維持されていなければなりません。

そのため、市内公共スポーツ施設をはじめ、市内小中学校体育施設や、民間施設の活用促進に至るまで、質・量の両面から幅広い施設の確保を継続し、多くの市民が利用できるよう、広く、公平に、かつ安全に提供することで、今後も長期にわたって継続していくことのできるスポーツの振興につなげていきます。

第2節 基本計画

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

平均寿命が延び、健康寿命への注目が高まる中、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無などを問わず、誰もが継続的、定期的に運動に携わることで、健康的で生き生きとした生活づくりに繋がっていきます。

一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進します。

- 1 ニュースポーツを中心とした講習会や大会の実施
- 2 多種目での市民スポーツ大会の開催
- 3 障がい者がスポーツに参加しやすい機会と環境の充実
- 4 スポーツ活動への意識の高揚と専門知識の習得を推進する講座の開催
- 5 指導者をはじめとしたスポーツ従事者への活動中の安全確保に関する知見を学習する研修機会の確保

2. スポーツ指導者の育成・活用

「生涯スポーツのまち犬山」実現のためには、スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、一人一人にあった適切な指導にあたる地域の人材の活用も大切な要素です。責任感と使命感を持ち、常に向上心と向学心をもって、継続的にスポーツ指導に携わる人材を育成・確保していく必要があります。市内各地域や、関係団体との連携を深めて、多様なニーズや場面に対応できる指導者の育成、活用を進めます。

- 1 学校や地域における子ども世代のスポーツ機会の充実
- 2 スポーツ推進委員に熱意と能力を有する人材の登用
- 3 スポーツ指導員養成講座をはじめとするスポーツ指導者への学習機会の充実
- 4 様々なスポーツ指導者資格の取得の推進

3.市内スポーツ関係団体の活動充実の促進

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するためには、地域において、総合的な視点でスポーツ活動を推進することができる、自主自立を目指す団体の役割が大変重要です。そのためには、行政と団体との役割を明確にし、各団体との積極的な連携を図っていきます。

また、企業や大学などとの連携や協働、地域に根差したプロスポーツ団体の支援・育成によって、スポーツを通じたあらたな地域活性化やまちづくりを推進します。

1

特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会・犬山市スポーツ推進委員連絡協議会との事業連携と活動支援

2

地域の実情やスポーツに対するニーズに応じた総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援

3

スポーツ活動を通じた地域の活性化実現に向けた各種活動を展開するいぬやまスポーツコミッションへの参画と支援

4.スポーツ施設の充実

スポーツ施設は、スポーツ活動を行う場であるとともに、人と人を繋げる、コミュニティを形成する場としても大変大きな意味を持つものです。

限りある既存のスポーツ施設を、多くのみなさんに快適に、公平に利用いただくため、また老朽化が進みつつある施設をこれからも安全に、また少しでも長い期間利用していただくことが必要となります。

そのためには、実情に合わせた施設利用のルールづくりと、利用者への協力を求めていくとともに、計画的な修繕や改修に取り組むため、定期的な維持管理コストに応じた施設使用料の見直しや、スポーツ振興基金の活用も行っていきます。

また、市内民間事業者の所有するスポーツ施設や、市内学校施設の活用も進め、スポーツ施設環境の拡充にも努めていきます。

1

既存の市内公共スポーツ施設の計画的な修繕や改修の実施

2

適正な使用料設定など施設充実に向けた財源の確保

3

学校施設や民間事業所施設との連携推進

4

公共スポーツ施設の管理体制・運営方法・利用方法の定期的な検証

第4章

学びと地域文化の創造を支えるまちづくり

～図書館のまち犬山～

第1節 基本構想

1.生涯学習拠点としての図書館

これまでの図書館は、社会教育施設の一つとして、その枠組みの中でのみ考えられてきました。

しかし、生涯学習の時代と言われる今日、従来のように単に図書資料や閲覧場所の提供に重点を置き、蔵書冊数・貸出率・登録者数など目に見える数量的な面にのみとられることなく、生涯学習の新しい担い手としての図書館のあり方を求めていく必要があります。

人々は、そのおのおののライフステージにおいてさまざまな課題に直面します。この課題を解決するために各種の情報・知識・技能を自主的に取得し、学習することは、人々にとって、激動する今日の社会に適応していくための、必要不可欠な要素です。そして、人のライフサイクルを考えた場合、学校教育終了後において学習が求められる時間の方が、学校教育機関における学習と比べて圧倒的に長く、内容も変化に富んでいます。

こうした課題解決のための学習の機会・方法・場には、さまざまな形態が考えられますが、市民が、自主的にいつでも気軽に活用できるという側面から、図書館は、極めて大きな存在といえます。社会情勢が目まぐるしく変化し、市民の学習ニーズの多様化に一層拍車がかかることが予想される今後の生涯学習時代における図書館には、生涯学習推進のための最前線の機関として、確かな機能を果たしていくことが期待されています。それは市民の学習ニーズが、初歩的な段階であれ、高度な研究領域という段階であれ、市民の学習行動をいかに支援できるかに視点をおいて図書館経営を図っていかねばならないということです。

このため、これからの図書館の家庭教育・学校教育や情報化社会・高齢者社会における役割などを十分視野に入れ、図書資料の収集・提供はもちろん、その活用の方法の助言・指導、あらゆる学習情報の提供、各種行事を通じた図書資料活用への動機づけなどを行うことによって、図書館利用の多角化、機能化を図り、生涯学習推進の拠点施設として位置づけができるよう整備を進めていきます。

2.情報発信基地としての図書館

今日のように、各種出版物やあらゆる分野にわたる情報が、急速に増大し、多様化・高度化してくると、一学習施設のみでは必要なものだけでも収集ができなくなりますが、市民の資料や情報への要求は、無限と言ってよいほど拡大・高度化してきています。こうした市民ニーズに対処し、可能な限りその学習活動を支援していくためには、公共図書館相互はもちろん、他の学習関連施設・機関と連携・協力したネットワークづくりが極めて重要になりますし、そうして得た情報を的確に市民に提供することは、図書館の大きな使命の一つと考えます。このネットワーク化にあたっては、単にあらゆる学習活動や事業に関する情報を市民に提供するシステムを築き上げるだけということばかりでなく、その情報の利用にあたっての案内・助言や資料・情報をもとにした学習相談に応じるなどの役割を果たすことができるという市民の日常生活の中に根ざした図書館づくりに努めていきます。

なかでも、京都大学ヒト行動進化研究センターや公益財団法人日本モンキーセンターは、世界に冠たる研究機関であり、これらの機関とのネットワーク化が進み、市民への情報サービスが可能となれば、本市図書館の新しい顔が生まれることにもつながります。

また、ネットワーク化は公共施設だけではなく、民間が実施している文化講座なども視野に入れ、より豊かなサービスを提供していくことも検討します。

第2節 基本計画

1. 図書館機能のネットワーク化

現在、市立図書館では、市内小中学校とのオンライン化による図書館サービスの提供を行っています。また、楽田ふれあい図書館とのネットワーク化を進めることで、地域に密着した市民が気軽に利用できる暮らしの中の図書館を目指しています。

また、公立図書館とのネットワーク化を進めています。これは、市町村図書館同士が資料の貸し借りを行う相互貸借制度を利用するもので、借りたい資料が当館に所蔵されていない場合、所蔵している他の図書館から借り受け、当館で貸し出しができるサービスです。所蔵されていない資料の利用が可能となるため、市民の知的満足度を高めることができますので、市民が必要な資料を入手できるよう、相互貸借サービス制度の周知を行っていきます。

さらに、高校・大学図書館、学習研究機関などとのオンライン化を検討し、広域的な図書資料の利用システムの構築に努めます。京都大学ヒト行動進化研究センターと公益財団法人日本モンキーセンターとは、その協力を得て、市立図書館内にサル文庫を設置した経緯もあり、他の図書館にない機能充実という意味からも、これら機関との連携は大変重要であり、犬山市の図書館を対外的にアピールすることのできる一つの大きな要素とも考えられます。名古屋経済大学図書館とは、相互交流に関する覚書を締結したことで、市民が名古屋経済大学図書館所蔵の専門性の高い資料を利用することができるようになりました。今後もこうしたネットワークの構築に努めます。

2. 蔵書の充実

図書館は、その収集した資料をこれに記録されている情報量で、他の生涯学習施設を圧倒しており、これらを市民に「いつでも、どこでも、誰にでも」容易な方法で提供していくことが、大きな使命の一つです。このため、最新の市民ニーズに応じた魅力ある蔵書構成に努め、50万冊を目標に、図書資料の収集を図ります。この図書資料は、従来の1施設集約型から、各施設とのネットワーク化、及び他図書館との相互貸借により蔵書を補完、施設分散型への移行を検討していきます。

また、用意した図書資料を自然な形で市民に結び付けていくために、各種講演会や講座などの諸行事を開催し、生涯学習の推進を支援していきます。

3. 子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

そのためには、子どもの読書活動を推進する大人たちが、その意義と子どもに伝える方法を深く学ぶための機会を設け、子どもたちが日常的に読書のできる環境を整備し、家庭、地域、学校、図書館等が今以上に連携を強化し、一体となって子どもの読書活動推進を図ることが必

要です。

よってその拠点となる施設として、令和3年3月に、乳幼児から中学生に上がる前までの子どもを対象とした「子ども読書空間」を、令和6年3月に、小中学生が対象の調べ学習エリアとして「まなびのコテージ」を市立図書館内に整備しました。

子どもの読書活動推進に重点を置いた図書館整備を行うことで、子どもの読書率と図書館の利用率の向上及び読書による子どもの読解力の向上を目指し、子どもたちの健やかな成長と図書館のさらなる利用促進を図ります。

4.市民参加の図書館づくり

市民が図書館をより身近に感じ、図書館を活気ある施設にするためには、市民参加型の図書館づくりが必要です。現在図書館で活動している図書館ボランティアの他、図書館サポーター制度を広く周知し、男女・年齢を問わず、いろいろな人生経験・能力・技能を持ったさまざまな人たちを図書館サポーターとして適切に活用することによって、それぞれの活動の中から新たな事業へと発展し、それを図書館の魅力として、活力ある施設づくりを実施していきます。

また、こうしたボランティアが図書館に出入りすることによって、図書館と地域とのつながりを密接にすることができ、市民が図書館をより身近なものと考えられるようになれば、地域と図書館の一体感が形成され、図書館が生涯学習の拠点施設として一層有効に機能していきます。

このため、本の読み聞かせ活動、図書の整理、破損図書の修繕、郷土資料の紹介など図書館ボランティア及び図書館サポーター制度を充実させその指導・育成に努めます。

5.学校との連携の強化

感性豊かな人間力を創造するためには、国語教育、特に子どもの頃からの読解力を柱とした学びに取り組む必要があります。

そこで、小中学校の授業づくりに学校図書館の活用を図るとともに、市内小学校の学校司書、図書館コーディネーター及び図書館司書が連携し、図書館を利用した学習や、本に興味をわくような取り組みができるよう努めます。

6.図書館運営体制の確立

図書館は、生涯学習の推進を支える施設の中で、最も基本的かつ重要な施設であり、図書資料・情報の収集・整理・提供はもちろん、情報化・国際化・高齢化などの今日的課題にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

このため、市民・専門家・ボランティアなどで組織する協議機関を設置し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる図書館の管理・運営や機能の増進について検討していく場を設けます。また、十分な図書館サービスを提供していくために、利用者の立場にたち、物事を考え、行動し、図書資料について熟知している図書館員の配置に努めます。

犬山市生涯学習推進計画

令和 3 年 6 月策定

令和 7 年 3 月改訂

発 行 犬山市教育委員会教育部

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

電 話 (0568)61-1800〈代表〉

(0568)44-0352〈直通〉文化推進課

(0568)44-0353〈直通〉スポーツ交流課

URL <https://www.city.inuyama.aichi.jp/>

E-mail 070300@city.inuyama.lg.jp